

高井戸地域区民センター協議会 会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、高井戸地域区民センター協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を杉並区高井戸東三丁目7番5号 杉並区立高井戸地域区民センター内に置く。

(構 成)

第2条 会は、別表（1）に定める地域の住民をもって構成する。

2 前項の地域を「高井戸地域」と称する。

(目 的)

第3条 会は、地域のことは住民自らが責任を持って決めていく「住民自治」の精神に基づき、住民相互の交流の便宜を図るとともに、良好なコミュニティを形成することにより、住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

(定 義)

第4条 本会則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）住民とは、地域に住み、働き、又は学ぶ人をいう。

（2）事業者とは、杉並区内において事業活動を行うものをいう。

（3）地域活動団体とは、営利を目的とせず、地域において生活課題の解決等公共性の高い活動を献身的に行う団体をいう。

（4）コミュニティとは、生活の場としての地域社会において、住民自らが多様化する要求や課題を認識し、自主性と創意を持って主体的な活動を行い、あるいは行政、事業者、地域活動団体との協働を通じて要求実現や課題解決する開放的で信頼感のある基盤のことをいう。

（5）協働とは、地域社会の要求と創意の実現及び課題解決を図るための複数の主体が、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

(運営方針)

第5条 会は、政治的に中立を堅持し、宗教活動及び営利活動は行なわないものとする。

(活 動)

第6条 会は、その目的を達するために必要な事業を行う。

第 2 章 組 織 及 び 運 営

(委 員)

第7条 会の運営のため、次の各号に掲げる区分により選出した38名以内の委員を置く。

(1) 高井戸地域内の以下の団体から推薦を受けた者 25名以内

ア 町会・自治会

イ 小学校及び中学校の P T A

ウ 青少年育成委員会

エ 商店会

オ 杉並正用記念財団

カ 杉並清掃工場運営協議会

キ 地域家庭文庫

ク 青年団体、女性団体、高齢者団体、障害者団体及び消費者団体

ケ 上記以外の地域活動団体

(2) 高井戸地域内の以下の専門委員の団体から推薦を受けた者 3名以内

ア 民生児童委員

イ 青少年委員

ウ 体育指導員

(3) 高井戸地域内の住民で、会の運営に熱意ある者で、委員会に諮り選出された者
10名以内

2 前項第1号又は第2号により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数を前項第3号により選出する委員をもって充てることができる。ただし、前項第3号により選出される委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない

3 委員の数が第1項各号に定める数に満たない場合又は委員が任期途中で退任した場合は、同一区分から補欠委員を選出することができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。

3 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。ただし、会長職にあった委員は、この限りでない。

4 会の運営上必要かつやむを得ないと認めた場合、委員会の承認を得て、任期満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。

(役 員)

第9条 会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 監 事 | 2 名 |
| (4) 部 長 | 4 名 |
| (5) 副 部 長 | 若干名 |

2 会長、副会長、会計監事の役員については、委員の互選により選出する。

3 役員の任務は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 会 長 | 会を代表し、会務を総括する。 |
| (2) 副 会 長 | 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 |
| (3) 会 計 監 事 | 会の会計監査を行う。 |
| (4) 部 長 | 部を総括する。 |
| (5) 副 部 長 | 部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。 |

(部 会)

第10条 会の目的を達成するため、次に掲げる部を置き、担任業務を行う。

区 分	担 任 事 務
総 務 部	1 委員との連絡に関すること。 2 区との連絡、調整に関すること。 3 事務局に関すること。 4 委員選出の連絡事務に関すること。 5 会の経理・出納に関すること。 6 他の地域活動団体とのネットワーク形成に関すること。 7 その他、他の部に属さない事項に関すること。
地域交流部	1 地域づくりの推進に関すること。 2 ボランティア活動者との懇談に関すること。 3 上高井戸区民集会所を中心とする事業の実施に関すること。
広 報 部	1 地域ニュースの立案、発行及び配布に関すること。 2 ホームページに関すること。
文 化 ・ スポーツ部	1 文化的事業の立案及び実施に関すること。 2 体育的事業の立案及び実施に関すること。 3 自主グループに関すること。

他団体との協働事業の実施に関しては、事業の内容等を考慮し、その都度役員会に諮り、担当する部を会長が決める。

- 2 委員は、話し合いにより、いずれかの部に属するものとする。
ただし、会長、会計監事の役にあるものは、部員となることができない。
- 3 各部に部長を置き、部長は部員の互選による。
ただし、部の運営上必要な場合には、部員の互選により、副部長を置くことができる。

(相談役)

第11条 会は委員会の議を経て相談役を置くことができる。相談役は会長の経験者とし、会長より委嘱する。

- 2 相談役は会長の諮問に応ずる。
- 3 会長が必要と認めたときは会議に出席することがある。

(事務局)

第12条 会に関する事務を処理するため、会に事務局を置く。

- 2 事務局に局長及びその他の職員を置くことができる。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第13条 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の5種類とする。

(会議の招集、審議等)

第14条 総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が、部会は部長が招集する。

- 2 総会は年度の初めに、臨時総会は委員の3分の2以上の賛成を得て必要の都度開催し、次の事項の審議等を行う。開催の通知は、高井戸地域区民センター(以下「区民センター」という。)及び上高井戸区民集会所の掲示板をもって行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業、会計及び会計監査の報告の認定に関すること。
 - (3) 委員の承認に関すること。
 - (4) 会則に関すること。
 - (5) その他、会長の提案したこと。
- 3 役員会は会長及び会長が指名する委員をもって構成し、次の事項の審議等を行う。
 - (1) 委員会に提案すべき事項に関すること。
 - (2) 緊急を要する案件に関すること。
- 4 委員会は委員全員をもって構成し、次の事項の審議等を行う。
 - (1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること。
 - (2) 会長から提案された事項に関すること。
 - (3) 各部の計画及び施行に関すること。

(採 択)

第15条 会議の議事については、別に定めるものを除くほか、出席者（次条に定める者を除く。）の過半数をもって決する。

(会議への特別参加)

第16条 会議の招集権者は、必要に応じて区民センター担当の区職員等を会議に参加させることができる。

第 4 章 そ の 他

(会 計)

第17条 会の経費は、杉並区からの委託金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(委 任)

第18条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この会則は、昭和57年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年 5月19日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年 5月26日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年10月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成 4年 5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年 5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年 5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年10月22日から施行する。

附 則
この会則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則
この会則は、平成22年 4月 1日から施行する。

- 附 則
- 1 この会則は、平成22年 6月 1日から施行する。
 - 2 改正後の高井戸地域区民センター協議会会則第7条の規定は、平成22年10月の委員改選により選任される委員から適用する。

附 則
この会則は、平成24年10月22日から施行する。

附 則
この会則は、平成28年10月21日から施行する。